

児童虐待事案検証報告書（概略版）

群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童措置・虐待対応専門部会

事案の概要

令和3年6月、A市内において、母が本児A（男・9歳）及び本児B（男・7歳）を自宅において包丁で刺し、本児A及び本児Bは搬送先の病院で死亡が確認された。本事案は、母の実刑判決が確定するまでに把握した情報に基づいてとりまとめを行った。

【家族構成】 A市で内夫と4人で暮らす 母（精神障害者保健福祉手帳2級）、本児A、本児B及び内夫

【経過（概要）】 母子は転居前にB県内に住んでおり、母が心身の体調不良を訴えたため、同県児童相談所に相談。本児Aと本児Bは、同県内の児童養護施設に入所措置となった。

その後、母が内夫を頼り、群馬県A市内へ転居。生活が安定したことから、本児Aと本児Bの引き取りを希望する。

令和2年10月、母の転居先に本児Aと本児Bが家庭復帰し、B県児童相談所からのケース移管として、群馬県D児童相談所とA市で関わりを開始。

問題点・課題

県外からの移管ケースの適正なリスク評価

- ・ 家族構成員全員について、リスクとなる要因を把握できていたか。
- ・ 県外からの転居等環境が大きく変わること自体がリスクであると認識できていたか。
- ・ 母の生育歴・病状等、適切なアセスメントはできていたか。
- ・ ケース移管時の引継ぎには、複数で対応した方が、より多くの視点からリスクを分析できたのではないか。
- ・ 電話対応が主となり、リスク把握が甘くなったことはないか。
- ・ 過去の記録から得られる情報を十分に把握し、リスク評価できていたか。

積極的な関与を拒む保護者への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染防止等を理由として家庭訪問を拒む母に対し、適切な対応を検討できていたか。
- ・ 支援機関として、母の気持ちを引き出すような関係性の構築を目指せていたか。
- ・ 母と関係性が構築できるよう、複数の職員による確認ができたのではないか。
- ・ 積極的な関与を拒む保護者に対して、関係性が構築できるよう、相談援助技術の向上が必要ではないか。
- ・ 母以外の家族や関係者に聴取を行うことを検討できていたか。

家庭状況の把握

- ・ 家族再統合後に家族内の関係性が変化する可能性があるという視点を持っていたか。
- ・ 母のいない状況で本児A・本児Bと面接するなど、家庭の状況をより詳細に把握するための視点を持っていたか。
- ・ 内夫と直接面接して、内夫と本児A・本児Bとの関係等を確認するといった視点を持っていたか。
- ・ 学校関係者から詳細な情報を得るためには、具体的・個別的な確認ポイントを児童相談所から示すべきではなかったか。
- ・ どのような職種の職員が児童と面接するか等について、組織として適切な評価や助言ができていたか。

関係機関との連携

- ・ 母の主治医と連携し、母の健康状態・心理状態を把握できていたか。
- ・ 市役所・小学校・放課後等デイサービス等の関係機関との情報共有・役割分担が適切に行っていたか。
- ・ B県では、児童家庭支援センターが関わっていたが、本県の児童家庭支援センターは関わっていなかった。関係機関として巻き込むべきではなかったか。
- ・ 転入者はリスクがあるということを意識し、関係機関で情報共有できていたか。
- ・ 支援機関における旗振り役は明確になっていたか。
- ・ 互いの機関の支援が重なるような連携ができていたか。

再発防止のための提言

県外からの移管ケースの適正なリスク評価

- ・ 環境が大きく変わること自体がリスクであることを認識し、通常のケース以上に丁寧なアセスメントを実施し、リスク評価を行うことが必要である。
- ・ 移管元のケース記録から得られる情報は、児童相談所や市町村の担当部署全体で十分に把握し、今後のリスクとなり得る情報があつた場合、リスクを適切に把握し適切に評価することが必要。
- ・ 新たな家族については、当該者に直接聴取を行い、子どもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを評価することが必要。
- ・ 県外からの移管ケースについては、少なくとも2、3か月に1回程度は、現在の生活状況の他、保護者の生育歴や病状を児童相談所や市町村の担当部署全体で再度確認し、改めてリスク把握等を行うことが必要。
- ・ ケース移管時の引継ぎには、必ず複数で対応し、より多くの視点からリスクを分析することが必要。

積極的な関与を拒む保護者への対応

- ・ 一見正当と思われる理由であっても、家庭訪問を拒むということはリスクとして捉える必要がある。家庭訪問を拒む保護者に対しては、家庭に関わるための適切な対応策を組織として検討することが必要。
- ・ 積極的な関与を拒む保護者の背景には、新たな人間関係を構築することが困難な場合がある。良好な関係を構築して対人援助を行えるよう、相談援助技術の向上を図るための研修等を継続的に行っていくことが必要。
- ・ 県外からのケース移管当初は、要保護児童対策地域協議会による支援を基本とし、実務者会議や個別ケース検討会議による支援策の検討・見直しなどを行い、リスクを減らしていくことが必要。

家庭状況の把握

- ・ 児童が施設等から家庭復帰した場合において、当分の間、2～3ヶ月に1回程度、同居家族全員から生活の状況の聴取を行うなど、家族関係の評価を行うことが必要。
- ・ 時には保護者のいない場面で児童と面接するなど、家庭の状況をより詳細に把握することが必要。
- ・ 同居家族に変化があつた場合は、変化があつてすぐに、さらには当分の間、少なくとも2～3ヶ月に1回程度は、当該同居家族と面接して関係性を築くとともに、児童の状況や家族との関係性を確認することが必要。
- ・ 学校関係者に児童の状況を確認依頼する場合、児童相談所から学校関係者に対して、確認してもらいたいポイントを具体的・個別的に伝達し、学校関係者から児童に話を聞いてもらうなどの手法を検討することが必要。
- ・ 子どもが意見を表明しやすいよう、児童相談所職員等向けの専門研修を実施し、専門技術を習得することが必要。
- ・ 児童との面接にあたって担当児童福祉司とは別に児童心理士等が対応するなど、多職種連携による支援を検討することが必要。

関係機関との連携

- ・ リスクとなり得る精神的状態を把握している場合、主治医等と連携するなどし、保護者の健康・心理状態を正確に把握することが必要。
- ・ 関係機関との情報共有・役割分担を適切に行うことが必要である。また、支援機関における旗振り役（情報の集約先・支援の中心となる機関）を明確にすることが必要。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を十分に機能させ、転入者はリスクがあるということを関係者全員で意識し、関係機関で情報共有をすることが必要。
- ・ 困難を抱える家族を理解し、適切な評価・支援を行えるよう、関係機関（教育・福祉・保健・医療等）職員の専門性を高めるための研修を充実させることが必要。
- ・ 転入前に支援機関の関わりがあつたケースは、同種の支援機関が関わりを持てるよう調整するなど、地域資源を最大限に活用し、支援を行き届かせることが必要。